

第 8 回宇都宮市景観審議会議事録

平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日

午前 1 0 : 4 0 ~

1 4 D 会議室

出席委員

1 号委員（学識経験者）

小花伸子委員，前橋明朗委員，山島哲夫委員

2 号委員（関係団体代表）

神原敦子委員，上野勝弘委員，橋本理委員，渡辺政行委員，
床井光雄委員

3 号委員（関係行政機関）

戸倉健司委員，田村穰委員，飯嶋守委員（代理：石山義明）

4 号委員（市民公募）

足立知子委員，富健治委員

（計 1 3 名）

欠席委員

1 号委員（学識経験者）

三橋伸夫委員，赤羽薫委員，岡田義治委員，梶原良成委員

（計 4 名）

出席幹事

羽石潔幹事，宇梶嘉修幹事，飯塚由貴雄幹事（3 名）

事務局

高橋裕司書記，大貫真一書記，中山利一書記，松井義幸書記，
垣生聡書記，黒澤広幸書記，藤田寛貴書記，阿部寛大書記

（計 8 名）

書記 お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ごさいます。

<資料確認>

書記 はじめに、机上にご用意いたしております会議資料について確認させていただきます。

- ・ 第 8 回宇都宮市景観審議会次第
- ・ 宇都宮市景観審議会委員名簿
- ・ 諮問書
- ・ 議案第 1 号「宇都宮市景観計画の変更（素案）について」
- ・ 議案第 2 号「広告物景観形成地区の指定（素案）について」
- ・ 説明資料「宇都宮市景観計画の変更及び広告物景観形成地区の指定について（素案）」
- ・ 参考資料 1 「景観形成重点地区の規制の仕組み」
- ・ 議案第 3 号「屋外広告物の許可の基準の変更について」
- ・ 参考資料 2 「宇都宮市車体利用広告物ガイドライン（抜粋）」

また、机上にご用意いたしました
・「宇都宮市景観審議会関係資料」となります。

資料については以上でございますが、不足しているものがありましたら、お知らせくださるようお願いいたします。
よろしいでしょうか。

<1. 開会>

書記 それでは、只今から、「第 8 回宇都宮市景観審議会」を開会いたします。

<2. 挨拶>

書記 はじめに、都市整備部長より、ごあいさつ申し上げます。よろしくようお願いいたします。

羽石幹事 みなさん、おはようございます。都市整備部長の羽石と申します。よろしくようお願いいたします。

本日は委員の皆様には、お忙しい中、第 8 回景観審議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。また日ごろより宇都宮市の市政・運営にあたりご支援ご努力賜りまし

てまことにありがとうございます。あわせてお礼申し上げます。

さて、本市では「第5次宇都宮市総合計画」の事業の一つである「魅力ある都市景観づくり事業の推進」を重点事業に掲げ、地域特性を活かしたまちづくりを現在進めているところであります。

本市の景観行政につきましては、平成20年1月に景観法に基づく「宇都宮市景観計画」及び「景観条例」を施行しました。それに基づいて現在は具体的な景観づくりに向け「景観形成重点地区」の指定というものを中心に事業に取り組んでいるところでございます。

本日、皆さんにご審議いただく内容ですが、大きく2つほどございます。

まず一つ目につきましては、「雀宮駅周辺地区」の「景観形成重点地区」の指定について、宇都宮市南部地域の玄関口にふさわしい魅力ある景観を形成していきたいという事でございます。

もう一点につきましては、鉄道の車体に広告物をつける場合の、新たな許可の基準について設けていきたいという事でございます。

大きく二つを今日は皆様にご審議頂きたいと考えています

本日は委員の皆様方のそれぞれの立場から忌憚のないご意見、ご指導を頂ければと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

< 委員紹介 >

書記

ありがとうございます。

続きまして、本審議会は、今年の6月の改選後、初めての審議会となります。つきましては今回、委員の皆様および、幹事・事務局職員の紹介をさせていただきたいと存じます。

お手元の「宇都宮市景観審議会委員名簿」をご覧くださいようよろしくお願い致します。

まず、名簿順に説明をさせていただきます。

第1号委員として、学識経験者のお立場でご出席いただいております委員の皆様のご紹介でございます。

三橋 伸夫（みつはし のぶお）委員でございます。本日は

所用により、欠席でございます。

続きまして、赤羽 薫（あかばね かおる）委員でございます。同様に本日は所用により、欠席でございます。

続きまして、小花 伸子（こはな のぶこ）委員でございます。

続きまして、岡田 義治（おかだ よしはる）委員でございます。本日は所用により、ご欠席でございます。

続きまして、前橋 明朗（まえはし あきら）委員でございます。

続きまして、梶原 良成（かじはら よしなり）委員でございます。本日は所用により、ご欠席でございます。

続きまして、山島 哲夫（やましま てつお）委員でございます。

続きまして、第2号委員といたしまして、関係団体からご出席いただいております委員の皆様のご紹介でございます。

神原 敦子（かんばら あつこ）委員でございます。

上野 勝弘（うえの かつひろ）委員でございます。

橋本 理（はしもと ただし）委員でございます。

渡辺 政行（わたなべ まさゆき）委員でございます。

床井 光雄（とこい みつお）委員でございます。

続きまして、第3号委員として、関係行政機関からご出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。

戸倉 健司（とぐら けんじ）委員でございます。

田村 穰（たむら みのる）委員でございます。

続きまして、飯嶋 守（いいじま まもる）委員でございますが、本日は代理といたしまして、石山 義明（いしやま よしあき）委員が代理で出席いただいております。

続きまして、第4号委員として、市民公募からご出席いただいております、

足立 知子（あだち ともこ）委員でございます。

富 健治（とみ けんじ）委員でございます。

委員の紹介については以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

**< 幹事及び
事務局紹介 >**

書記

続きまして、幹事及び事務局職員を紹介いたします。

まず、幹事の紹介をいたします。

都市整備部長の羽石（はねいし）でございます。

都市整備部次長の宇梶（うかじ）でございます。

都市計画課長の飯塚（いいつか）でございます。

続きまして、書記の紹介をいたします。

都市計画グループ係長の大貫（おおぬき）でございます。

都市景観グループ係長の中山（なかやま）でございます。

都市景観グループ総括主査の松井（まつい）でございます。

都市景観グループ主任主事の垣生（はぶ）でございます。

都市景観グループ主任技師の黒澤（くろさわ）でございます。

都市景観グループ技師の藤田（ふじた）でございます。

都市計画グループ主事の阿部（あべ）でございます。

最後に私、都市計画課長補佐の高橋（たかはし）でございます。どうぞよろしく申し上げます。

< 定足数報告 >

書記

続きまして、事務局より本会の成立についてご報告させていただきます。

書記

事務局より報告させていただきます。本日の会議でございますが、現在出席委員は13名でございます。

これは、宇都宮市景観条例施行規則第3条にございます『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。以上でございます。

書記

事務局の説明のとおり、本会議は成立しております。

< 傍聴者有無 >

書記

続きまして、事務局より本日の傍聴者数の報告をさせていただきます。

書記 本日の会議については、傍聴者1名となっていることをご報告いたします。なお会議の開会に際して傍聴者の方に申し上げます。

お手元の「傍聴要領」の内容をご理解の上、審議の進行にご協力いただけるようよろしくお願い申し上げます。

<3. 議事>

書記 それでは、これより「3. 議事」に入らせていただきます。
本日の会議でございますが、宇都宮市景観条例施行規則第3条により『会議は会長が議長となる。』とありますが、本日は、委員委嘱後初めての会議でございますので、まだ議長の職務を行う方がいらっしゃいません。つきましては、議長が決定するまでの間、事務局で議事を進行してまいりたいと存じますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし

<議長選出>

書記 ありがとうございます。

それでは、会長及び副会長の選出でございますが、宇都宮市景観条例施行規則第2条により『委員の互選による。』とございます。これより委員の皆様の中からご推薦をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

小花委員 行政経験も豊富であり、栃木県景観審議会でも会長をされていらっしゃった、景観分野での造詣が深い、山島委員を会長に推薦したいと思っております。また、副会長には、本日はご欠席でございますが、建築分野及び景観行政に永らくお携わりになっていらっしゃる岡田委員を推薦したいと思っております。

書記 ありがとうございます。

只今、小花委員から山島哲夫委員を会長に、岡田義治委員を副会長に推薦する旨のご意見がございました。他にご意見等あればお伺いしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

各委員 異議なし。

書記 他にご意見がないようですので、お諮りしたいと思います。
当審議会の会長として山島哲夫委員を、副会長として岡田義治委員を選出することについて、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

書記 ありがとうございます。ご異議がないようですので、山島哲夫委員を会長に、岡田義治委員を副会長に選出することに決定いたします。

それでは、恐れ入りますが山島委員につきましては会長席にお着きくださるようお願いいたします。

それでは、議長を山島会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

<会長挨拶>

山島会長

只今、会長に推薦いただきました山島でございます。
先ほど部長のお話にもありましたように、宇都宮市では、平成20年に景観計画を施行し、今まで3地区、景観形成重点地区が決められています。今回、1地区追加ということでございます。宇都宮市の景観行政も景観計画の施行から5年目、だんだん軌道に乗ってきて定着してきたと思いますが、これをさらに良いものとする為に、委員の皆様と一緒にいろいろ議論していきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

<議事録>

署名委員指名

山島会長

それでは、会議次第に従い会議を進めてまいります。まず、当審議会運営要領第3条に基づきまして、本日の会議の議事録署名委員として、前橋委員と神原委員のお二方をご指名したいと思います。よろしくお願い申し上げます。

<審議>

山島会長

本日の議事といたしまして、議案は3件でございます。
この議案につきましては、この資料の中の平成25年11月13日付け宮都第481号にて市長から諮問をいただいております。
第1号議案は、「宇都宮市景観計画の変更（素案）について」、第2号議案は、「広告物景観形成地区の指定（素案）について」、

第3号議案は、「屋外広告物の許可の基準の変更について」でございます。

第1号議案と第2号議案は同じ雀宮駅周辺地区に関するものでございますので一括で審議し、その後、議案第3号を審議したいと考えております。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

山島会長 それでは、そのように進めてまいります。

まず、本審議会の「公開」についてですが、本日の議案は、個人情報等を扱う案件ではないため、「公開」としてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

山島会長 傍聴の方がおられますけれども「傍聴要領」に書いてあることを遵守して傍聴をお願いしたいと思います。

《第1号議案》
《第2号議案》

それでは、議事に入ります。
議案第1号「宇都宮市景観計画の変更（素案）について」
議案第2号「広告物景観形成地区の指定（素案）について」
一括して事務局からご説明をお願いします。

飯塚幹事 それでは資料に基づきましてご説明したいと思います。

まず、今回の付議の理由ですが、今般、「宇都宮市景観計画及び広告物景観形成地区の素案」を作成しましたので、本市の景観条例第3条及び宇都宮市屋外広告物条例第24条に規定により、景観審議会の審議を求めるものでございます。

議案の第1号、第2号は、ともに、雀宮駅周辺地区の景観形成重点地区の指定に伴う変更ですので、一括してご説明いたします。

素案の説明をしたいと思います。まず、参考資料1に基づいて景観形成重点地区の仕組みについてご説明させていただきます。

参考資料1、A4判の縦の1枚ものをご覧ください。

景観形成重点地区の規制の仕組みと題してございます。

「1 概要」ですが、景観形成重点地区というのは、宇都宮市の顔にふさわしい地区を「宇都宮市景観計画」及び「宇都宮市景観条例」に基づき、景観形成の方針や色彩、デザイン、緑化などのルールを定め、重点的に景観づくりを進める地区指定制度であります。

次に、「2 景観形成に関する地区指定制度」であります。現在、市全域が景観計画の区域となっております。その中でも、特に「宇都宮の特徴を有し、本市の顔としてふさわしい地区」を「景観形成重点地区」として指定する取組みを進めているところであります。こちらの第1号として「宇都宮駅東口地区」を指定し、平成20年10月から施行し、その後、平成24年7月に「白沢地区」、平成25年1月に「大通り地区」で施行しており、現在3地区を景観形成重点地区として指定しております。

また、住民の発意により「地域の住民自ら積極的に景観づくりを取り組む地区」を「景観形成推進地区」として指定し地域の景観づくりを支援しているところであります。こちらは、旧上河内町の「中里原地区」を指定し、平成22年1月から施行している状態です。

次に、「景観形成重点地区の特徴」ですが、下の段の「3 一般の地区と景観形成重点地区の規制の仕組み」の図解もあわせてご覧ください。

1点目の特徴は届出対象規模についてですが、一般の区域は高さ10メートルを超えるもの等が対象ということになっていきますけれども、今回の地区指定により、全ての建築物等が届出対象となることで、きめ細やかな景観形成が図れるというものであります。

2点目の特徴は届出・審査の流れについてですが、不適合だった場合については、景観審議会の意見を伺いまして、変更命令等を行うことができるようになります。

また、変更命令等に従わない場合については、罰則を適用することができるため、景観形成のルールの担保性が高まる、というものであります。

3点目の特徴は助成制度についてですが、景観計画に適合する修景工事に対する助成制度が別途ございます。

以上で、参考資料1の景観形成重点地区の規制の仕組みについての説明を終わります。

では、今日の議題であります素案の説明に入らせていただきます。

まず、議案第1号の「宇都宮市景観計画（素案）について」ですが、景観形成重点地区に雀宮駅周辺地区を追加して指定するものであります。まず議案書の第1号56ページをお開きください。

「4 雀宮駅周辺地区」を指定するものです。

(1) 位置及び区域が書いてあります。宇都宮市雀宮町と雀の宮1丁目の各一部でありまして、下の図に示す地区となっています。合計では約16ha、右側の方は北側が南図書館、南の方が宇都宮工業高校のある駅東口ゾーンです。左の方が駅前広場を中心とした駅西口ゾーン、この二つのゾーンを指定していきたいと考えているところであります。

右側の57ページをご覧ください。(2)景観形成の方針、(3)建築物等に関する行為の制限等が記載してあります。専門的になりますので、後ほど分かり易い説明資料の方で説明させていただきます。続いて、議案第2号に移らせていただきます。議案第2号の資料の1ページ「広告物景観形成地区の指定（素案）について」、「1 広告物景観形成地区の名称」でございまして先ほどと同じ雀宮駅周辺地区となっております。「2 広告物景観形成地区の対象地区」につきましても同様の区域となっております。次に「3 広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準」としまして(1)基本方針、(2)基準が記載されてございます。こちらにつきましても専門的な言葉が多いものですから説明資料の方で分かり易く説明させていただきたいと思っております。

それでは説明資料をご覧ください。

左上に「宇都宮市景観計画の変更及び広告物景観形成地区の指定について（素案）」と書かれている資料になります。

まず、「1 変更及び指定の理由」でございまして、今回、対象区域としております雀宮駅周辺地区は、宇都宮市南部の拠点として駅舎や東西駅前広場、文教施設の整備など、新たなまち

づくりが行われている地域であります。ここで現況の状況がどうなっているかをまずご覧になっていただいた方が理解が早いと思いますので、スライドで周辺の駅などの状況をご覧になっていただきたいと思います。

【1枚目の写真】これが、駅舎を西の方向から見ているものです。広場の様子をご覧いただける写真となっております。

【2枚目の写真】広場から住宅地域側を撮った写真となっております。

【3枚目の写真】同様でございます。

【4枚目の写真】農協や時間貸し駐車場などがございます。

【5枚目の写真】駅舎2階から西側を見た風景でございます。

【6枚目の写真】今度は東側に移りまして、駅東口から図書館方向を見ている写真でございます。タクシープールなどがございます。

【7枚目の写真】南方向の写真です。こちらが宇都宮工業高校でございます。

【8枚目の写真】北方向の写真です。新幹線の高架と南図書館が見えます。

【9枚目の写真】東方向の写真でございます。

以上でございます。雀宮駅の西側ゾーン、東側ゾーンの、駅前広場からどのように見えているかをご覧いただいたところでございます。

それでは資料の方に戻っていただいて、「1 変更及び指定の理由」の途中から説明を開始したいと思います。これら新たに整備された魅力ある景観を保全活用し、拠点にふさわしい良好な駅前景観の形成を目指すため、景観計画に基づく「景観形成重点地区」として指定し、併せて屋外広告物の許可基準を定めるため、屋外広告物条例に基づく「広告物景観形成地区」を同時指定するものであります。

次に、「2 策定経過」であります。平成22年4月に、第2次宇都宮市都市計画マスタープランを策定いたしまして、その中で雀宮駅周辺地区については、地域交流拠点に位置付けております。平成23年3月には駅舎が整備されて供用が開始され、文教施設や駅前広場も供用が開始されておりました。公共

施設の整備が進められてまいりました。

地元に対しましては、平成23年7月、8月に景観づくりについての自治会説明会を開催しまして、11月にはアンケート調査などを行っているところであります。

平成24年7月からは、景観に関する啓発紙の配布等を行いまして、11月からは駅西口ゾーンの権利者への個別説明を始め、意見を伺いながら素案の作成を進めてきたところであります。

次に、「3 景観形成重点地区の内容」の「(1) 景観形成重点地区の区域」ですが、図に示した区域としておりまして、雀宮町、雀の宮1丁目の各一部にあたりまして、駅前広場から見える範囲を基本としております。駅前広場とそれに面している宅地としており、これが約16haとなっております。

また、この区域については、景観特性に応じて、雀宮駅の西側と東側をそれぞれ、「駅西口ゾーン」と「駅東口ゾーン」としております。

次に、右側に移りまして、「(2) 景観形成重点地区の目標及び方針」ですが、まず、景観形成の目標として、「南部地域の拠点として 安らぎと賑わいが調和した景観の形成」を掲げております。

次に、景観形成の基本方針ですが、共通の方針といたしまして「南部地域の玄関口にふさわしい良好な景観の形成」、ゾーン別の方針については、駅西口ゾーンでは「多様な交流を促すゆとりと潤いある駅前空間の形成」、駅東口ゾーンでは「文教施設と田園風景が調和した景観の保全」をそれぞれ掲げております。

続きまして、「(3) 良好な景観のための行為の制限」になります。

「① 出対象行為」ですが、右下の表のとおり、「建築確認が必要なものすべての建築物、工作物」の、建築や外観の変更などを対象としております。

次に、2ページ目、裏側のページをお開きください。

「② 行為の制限」についてですが、こちらが景観形成基準となります。

雀宮駅周辺地区については、「駅西ロゾーン」と「駅東ロゾーン」に分けておりますので、それぞれの景観形成基準を作成しているところでもあります。

まず、色彩基準につきましては、両ゾーンともに低彩度・高明度の色彩を基準としておりますが、駅西ロゾーンの周辺については住宅や商店で構成されているのに対し、駅東ロゾーンは、周辺が田園となっているため、使用することのできる色彩の範囲が違っております。右側の別表1、2のとおりとなっております。

駅西ロゾーンに比べて、駅東ロゾーンのほうがより限られた色彩基準となっております。また、駅西ロゾーンにつきましては強調色の基準を盛り込んでおります。

色彩の基準につきましては写真を準備しておりますので、スライドの方をご覧いただきたいと思っております。

【10枚目の写真】1つ目の写真については、強調色を利用して基準を満たしているものをデザインのイメージとしてご覧いただきたいと思っております。

【11枚目の写真】基準を満たさない例ですが、原色に近い色、黄色が強調された色を使用されておりますけれども、今回の基準についてはこのようなものは合わないものとなります。

こういった色彩に調和する事で、連続した良好なまちなみを形成していくことができるというものでございます。

次に、形態についてであります。駅西ロゾーンについては、店舗やサービス施設における開放的な造りを推奨しております。快適な空間を形成していこうというものです。

【12枚目の写真】開放的な造りについては、写真のように店舗内部のにぎわいが外の方に出ていく、また外から中に入りやすいような空間を造る、こういったイメージのものを造っていただきたいと考えているところです。

駅東ロゾーンでは、開放的な造りや道路後退により、ゆとりある空間の創出が進められるように考えているところがございます。

次に設備機器についてでございますが、室外機等に対する基準を盛り込んでおります。

他に、照明に関する基準や、窓ガラス内側からの広告物を抑

制する基準，緑化に関する基準というものを基準化しております。

【13枚目の写真】これは宇都宮駅の例ですが，窓内側からの広告物については，これは屋外広告物には当たらないのですけれども写真のように複数の窓ガラスを用いることで広告としての意味を表しているようなものでございまして，こういったものについて，景観の観点から制限をしようと考えているところでございます。

以上が，建築物，工作物の景観形成基準となります。

続きまして，説明資料の3ページをお開きください。

3ページの左側「4 屋外広告物に関する行為の制限」であります。広告物の基準につきましても，駅西口ゾーンと駅東口ゾーンとで分けて作成しております。基本的には，派手で巨大な広告物の掲出を制限している基準となっております。

まず，共通基準についてご説明いたします。

色彩の基準につきましては，地色に高彩度色，いわゆる原色の使用を禁止しており，具体的な色彩の範囲につきましては右側の別表3に示した範囲となります。ただし，原色の使用を一切禁止しているのではなく，地色，いわゆる背景の色の3分の1につきましては，使用できるものとしており，こちらは，デザインなどで多少の原色は使うことができるものにしたいと考えております。

共通基準の二つ目ですけれども，総表示面積については，駅西口ゾーンで基準化しております。1敷地では20㎡以内としております。

続いて，種別についてですが，自家用広告物のみとしており，原則，自家用以外の広告物を掲出することはできない基準となっております。

当地区につきましては，駅ということで通過交通があるような区域ではなく，宇都宮市南部地域の玄関口でもあるため，広告物の林立を防ぐために，自家用外広告物を禁止しております。

【14枚目の写真】ここで広告物についての写真をご覧いただきたいと思います。こちらは野立広告物が林立しているような状況です。自家用外広告物というのは分かりづらいと思いますが、自分の敷地ではなく貸し看板のような形でどこかに自分の事務所があるといったものをお知らせするというもので、写真に示したようなものでございます。こういったものを抑制していきたいと考えております。

【15枚目の写真】ただし、すべての自家用外広告物の掲出ができないのではありません。こちらは適合の状況の写真ですが、規格につきましては、縦50cm、横1m以下のものについては掲出できるものとなっております。通過交通がほとんどないことを考慮すると、基本的には歩行者に向けて表示する広告物となるため、こういったもので十分対応可能ではないかと考えております。

照明につきましては、派手な電飾や点滅照明、映像装置の使用を禁止しております。

次に種類別の基準の説明に移らせていただきます。説明資料をご覧ください。

まず、屋上広告物の設置を禁止しております。

独立広告物につきましては、1面あたりの表示面積を10㎡以内としております。

次に、壁面広告物ですが、

駅西口ゾーンでは、表示面積の合計を10㎡以下、かつ、壁面積の3分の1以下としております。

駅東口ゾーンでは、表示面積の合計を20㎡以下、かつ、壁面積の3分の1以下としております。

また、突出広告物、いわゆる袖看板につきましては、突き出し幅は1メートル以下、表示面積は1面あたり1.5㎡以下で1基あたり3㎡以下、設置位置は軒高さ以下としております。

3ページの右下には色彩誘導のイメージ、屋外広告物の掲出イメージをイラストにしていますので参考にいただければ

と思います。このような基準を作ることで、広告物のデザインを工夫することでおもてなしの景観を創出してほしいと考えております。

以上が広告物の景観形成基準となります。

続きまして、4ページになりますが、左側には参考として、今回の色彩基準に用いている「マンセル表色系による色彩表現」の表し方を記載しておりますので参考にご覧いただきたいと思っております。

次に右上に移りまして、「5 広告物景観形成地区の内容」ですが、区域、基本方針及び広告物景観形成基準は、景観形成重点地区の区域、基準等を同様であります。

これは、景観形成重点地区の指定と併せて、宇都宮市屋外広告物条例に基づく広告物景観形成地区に同時指定することで、屋外広告物の景観形成基準を、広告物の許可基準とするものであります。

これにより、景観条例と屋外広告物条例の連携及び整合性を図っているところであります。

最後に、「6 今後のスケジュール」ですが、この景観審議会後に、素案の縦覧・公聴会を行って、広く市民の意見を伺う予定です。

その後、平成26年2月に都市計画審議会、景観審議会におきまして、景観計画の変更について諮問させていただき、3月の告示によって景観計画の変更を行いまして、6月には、市議会にて景観条例の改正をお願いいたしまして、7月からの施行を予定しているところであります。

以上で、議案第1号、第2号の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

山島会長

ありがとうございました。今、詳しくご説明をいただきましたが、ご質問・ご意見等がありましたら発言をお願いします。

富委員

今回、雀宮駅前の東西を景観形成重点地区に指定するにあたり二つほどあります。まず東口に関しては既に平成23年度に

南図書館と宇都宮工業高校が既に整備が終わっております。周辺の道路，駅前広場も平成23年度に終わっていると思います。これらの道路については，いずれも両側に歩道が整備されていますが，植栽が一切植わっていないのです。一見，駅前広場を降りると緑が多いように感じるのですが，全て図書館の植栽と南側の宇都宮工業高校の植栽で補っているというのが実態です。景観形成重点地区の指定にあたって，もう整備が終わったものであり，また，道路行政と景観行政がなかなかマッチングしない部分もあると思うのですが，やはり，グレードを上げていただきたいというのが一つございます。

あと西口に関して今回，駅前広場，周辺宅地の整備なのですが，国道4号までの雀宮停車場線があと3年くらいかかると思います。現在は歩道の無い対面1車線の道路なのですが，ここは19メートルの幅員になりまして，両側5メートルずつ，10メートルの歩道，いわゆる道路としては歩道が10メートルあって車道が9メートルでコミュニティ道路的な性格の道路になるのです。駅前の景観として，駅前広場も重要なのですが，この停車場線の沿道一宅地を含めて国道4号までは，やはり道路景観として非常に重要なファクターとなると思います。ですから，出来れば，この停車場線の沿道一宅地を含めて，今日は宇都宮土木事務所の所長も来られていますので，県と協力をしながら区域の拡張のようなものできないかという点，以上この二つの質問でございます。

飯塚幹事

駅東口についてですが，歩道については自転車も歩道を通ることがございまして，そうすると5メートルで歩行者と自転車が通れるようにということがございます。なかなか植栽帯としての整備ができなかったというのが現在のところでございます。それについては庁内，部全体での緑化ということを全体的に検討していきたいと思っております。

現在の景観形成重点地区の中では植栽はないのですけれども，敷地の方での緑化などが出来ないかどうか検討してもらうことで考えています。

山島会長

もう一つ，景観形成重点地区というのは建築物の建築行為等を届出させるわけですが，そもそも道路自体は届出対象にならないわけです。

富委員 駅西口において、沿道の一宅地はできれば含めていただきたいという点についてですが、現在の西口の周辺は農協さんが北側をお持ちなのです。南側は現在、駐輪場になっているということで、当面は民地としての利用はあまりないのではないかと思います。停車場線の延長が約300メートルあります。この沿道が今の三倍くらいの幅員になって、なおかつコミュニティ道路のような幅員の歩道になるわけです。先程のプロジェクトの写真にはありませんでしたが、現在、周辺に商業施設が林立していますが、整備後も林立するのではないかと思います。その場合、西口の駅前広場について広告規制など色々な規制をしても、停車場線沿道についても配慮がなされなければ、景観として不都合になるのではないかと思います。

飯塚幹事 現在、停車場線については、県で整備が進められており、それと併せまして、市の方で地元の方にも打診をしておりますが、道路事業がある程度見えて来た時にやっていきたいと思いますという事で、次の段階では停車場線を国道4号まで、両側の宅地も含めて西側に延長するような形で、地元の方と調整して景観形成重点地区の指定に向けて検討を開始しているところでございますので、ここで終わりということではございません。

山島会長 道路の方は、まだ少し時間がかかるわけですか。

飯塚幹事 そうです。

山島会長 そうすると、ここで一緒に議論してしまうと、まとまらなくなってしまうということですね。

飯塚幹事 そこまで待っていると、今回のエリアが後追いで遅くなってしまいますので、先行したいと考えております。

山島会長 これから頑張ってくださいということによろしいですか。

富委員 宇都宮土木事務所の所長も来られておりますので、ぜひ道路整備と合わせて、私有地の景観も誘導していただければと思います。よろしく願いいたします。

田村委員

ご意見ありましたように、現在、停車場線については拡幅しております。歩道も確かに広い雰囲気がございますけれども、駅前是非常に歩行者と自転車がたくさんおります。今、自転車交通が問題になっておまして、できればここをモデル地区ということで、歩行者と自転車を分ける歩道整備をする予定でございます。見た目には広い幅員にはなるのですが、歩行者と自転車を分けるとそれなりの幅員が必要になります。植樹までできればいいのですが、そこまでの余裕が無いため、自転車と歩行者を分けてそれぞれが安全に使えるような道路にする予定です。また、あわせて、景観を考えて電線類の地中化も行う予定でございますので、沿道の区域も景観形成重点地区に入れていただきますとかなりきれいな街並みが期待できるのではないかと考えています。

山島会長

ありがとうございます。

小花委員

今、歩行者と自転車を分けるというお話を聞いたので、それに関して言わせていただきますと、今、宇都宮市の街中でも自転車側が水色に塗られた歩道がありますが、水色というのはけっこう目立つ色ですので、自転車側を全て水色で塗るというのではなく、色の選定について、考えていっていただけたらと思います。市と県の道路関係についても言わせていただきますと、インターロッキングはやはりとても目立つ存在ですので、視覚障害者誘導ブロックが派手な黄色というのがメインになっていきますけれども、輝度差があれば黄色である必要はありませんので、うまく分けて、派手な黄色のラインがずっと続くような形にならないようにデザインしていただけたらと思います。

それから景観形成重点地区に関してですが、全体のモデル地区となる景観形成重点地区を作って、それがつながって全体をレベルアップしていくものだと思いますので、ガイドラインに沿ってみんなやっているとは思いますが、個々で完結するのではなくきちんとその流れができると思いいます。その為に地場の共通の資産である大谷石などを推奨していたとは思いますが、その大谷石などを推奨するような所が表に出てないのでもう少し地場の共通の資産を活かせるような形にしていけるといいのではないかと考えています。

最後に、これは新しく出来るものの規制になると思うのですが、現在設置されているもので、例えば先ほど写った中でも駐

車場の看板が黄色と黒で一番視認性の高いものを使っておりますが、あれなどは、地色の彩度が素案の基準を超えていると思うのですが、現在あるものをどのような形で誘導していくのかお聞きしたいと思います。

山島会長 歩道の色彩とインターロッキングの話は要望ということなので、あとは現在設置されている屋外広告物の取り扱いについてはどうなるか、お願いします。

飯塚幹事 説明資料の1ページの右下の「経過措置」という所をご覧ください。許可を受けて掲出されているものについては地区指定日から3年間は引き続き表示できるようになっております。ですから、3年以内に直していただくということでございます。

山島会長 屋外広告物は3年以内に改修が必要になるということは、規制としては相当きついですよね。

他に、屋外広告物の話が出ましたけれども、何かありますか。

橋本委員 4地区目の景観形成重点地区ということで、先ほどのスライドを見ても素晴らしい景観でございますので、そういう点から小花委員ご指摘のサインなどを見ると色をもう少し考える所があるのではないかと思います。あれはコーポレートカラーではなくて、目立てばいいという感覚ですから。それは3年以内に改修するというのではなくて、あらかじめ、もう少し彩度などを考えながらデザインしたものが絶対良いと思います。

山島会長 ありがとうございます。

足立委員 話が戻って申し訳ないのですが、先ほど大谷石の話がありまして、私も今日の資料を見て一市民として景観形成重点地区の宇都宮駅東口地区と大通り地区には建築物の形態意匠の表示のところに、出来る限り大谷石を使用する、一部に大谷石を使用する、と記載されていたのに対して、南の玄関口でお客様を迎えるというところで、今回の雀宮地区に記載が無かったのがとても残念な感じがしたので、せっかく地元の石材がありますのでぜひ利用していただきたいと、一市民として思ったので付け加えて意見させていただきたいと思いました。よろしくお願いします。

飯塚幹事

まず、宇都宮市の景観計画という市域全体の計画の中に地場産材を使うという方針は、大谷石を含めた形で入れてございます。決して大谷石をここだけは使うということではなくて、地場産材ということで入れているものがございます。特にこの地区については、地元と相談はしたのですが、大谷石に特化されますといろいろな素材を使いたい時に困ってしまうなど、地元との相談の中でだんだん遠のいてきたところでございます。実際の届出の時には市の景観計画の基本方針もございますので地場産材を使ったらどうかとアドバイスをするように考えております。

山島会長

今ご指摘のように、宇都宮駅東口地区には大谷石等の地場産材を使用すると書いてありますが、雀宮駅周辺地区には書いてない。雀宮駅東口は、市の施設と県の施設しかありません。西側は今現状ではあまり使っておりません。エリアもそういう形になっていますので、ここに特記するとなかなか難しいということですね。ただ、今の話で全体ではそういうことになっているとご理解いただければと思います。

飯塚幹事

雀宮駅舎にはすでに大谷石は使われております。また、公共施設の方も大谷石を使っている状況になっています。

足立委員

南図書館で利用されていたり、駅舎で使われていたので、せっかくそこにも使用されていたので広げたらどうかと思ったのですが、分かりました。

山島会長

ありがとうございました。他にどうでしょうか。

前橋委員

ちょっと教えていただきたいことがございまして、雀宮地区というのは、フィールドスタディの対象地域となっております。大学の学生と一緒によく出かけるのですが、雀宮地区に限ったことではないのですが、非常に高齢化社会です。資料では、建築物の色彩基準として個人差のない正確な色彩を表現するマンセル値を採用しているということですが、例えば年齢差や性差は考慮・オーソライズされているのかどうか。例えば先ほどの写真でからし色の外壁がありました。私の主観ですが高齢者にとってはよろしいのではないかと感じてしまうのですが、その辺はどうでしょうか。

小花委員

色は本当に主観的なものですね。今、二人で同じものを見て同じには見えておりませんし、高齢者は光を見ていると紫外線で段々白内障になっていきますので、どんどん色の見方が変わってきます。それから発達の段階で子供達が見ている色も私達とも違います。色を数字で表すというのは、みんなそれぞれ一つの色を見ても同じに感じられないから数字に表して、この色はこの数字なんですよと基準のための数字になっております。景観で使っている数字というのは、正常な大人が見た色でものを言っています。ですから誘導するなどそういうものに関してはお年寄りが見やすい明度差などを使っていかなければなりません。景観としての色を言う場合には数字で表すしかないというのが現状です。

山島会長

ありがとうございました。

マンセル値で全ての色が表せる、色立体で全部表せるようになっていきます。

富委員

先ほど小花委員から自転車道の水色、しかも彩度の高い色の話がありましたが、その色について調べたことがあります。国土交通省で指定されているということでした。宇都宮でもあちこちにあの道路の色が目立つのですが、他県でもやはり色は問題になっていまして、全く取り止めているところもあります。国土交通省、警察とどのような調整をされたか分かりませんが、決して目に優しい色でもないし、決して景観色でもないです。宇都宮の場合、自転車のまちづくりを推進しているということで、街の中でかなり目立つ色となっており、今日の雀宮の話と外れるのですが景観全体の話として、そのあたりの検討も今後していただければと思います。

山島会長

国で決めている色で、なかなか難しいようです。宇都宮もずっとあの色で塗っています。

戸倉委員

たしかに市と県と警察が入って、どうやったら一番いいかということを検討しているところです。ちょうど今、色々な意見を募集しておりまして、今日も貴重なご意見をいただきましたので、そういったことを踏まえて色や形をどうしたらいいか検討し、年度内にまとめていきたいと考えております。

神原委員

先ほど大谷石のお話で、公的な施設はすでに大谷石を多用しているということですが、民間の建物に大谷石を使う場合にも市や県から補助が出ると思うので、それをもっとアピールすればどんどん取り入れられるのではないかと思います。

それから歩道の話が出たのですが、東口の図書館と高校の間はかなり広い歩道がありますが、車道と歩道の区別が分かりにくくなっています。夜は特に高校の方の照明も多くはなく、街灯も無いので、安全面からも、歩道と車道の区別が分かるようにしてはどうかと感じました。

山島会長

今日は道路の担当の方がたくさんいるのでいろいろ意見が出ています。直接の審議とは関係ない部分もありますけれども、ご参考にしていただければと思います。今後、エリアを広げることなどについて検討するところもごさいますが、第1号議案と第2号議案については原案通りでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

山島会長

ありがとうございました。

《第3号議案》

山島会長

では第3号議案の説明をお願いします。

飯塚幹事

それでは、第3号議案を説明いたします。

まず、付議の理由ですが、「屋外広告物の許可の基準」を変更するため、宇都宮市屋外広告物条例第24条の規定により、景観審議会の審議を求めるものでございます。

議案書の第3号、1枚目をご覧ください。屋外広告物の許可の基準の変更についての1枚目でございます。

「鉄道車両に表示される広告物の規制の見直しについて(案)」をご覧ください。

「1 改正の理由」でございますが、近年、鉄道車両を活用して地域振興や観光振興を目的とした広告を行うことが注目されていることから、屋外広告物条例の目的である「良好な景観の形成」、「風致の維持」、「公衆への危害の防止」に基づき適正

な誘導が図られるよう、「鉄道車両に表示される広告物の規制の見直し」を行うものであります。

なお、鉄道については自治体の枠を超えて広域を走行するものでございますので、沿線自治体が同様の基準を整備する必要があるため、鉄道車両広告の規制の見直しに当たりましては、栃木県を始め県内自治体と連携を図ってまいります。

次に、「2 鉄道車両に表示される広告物の規制の見直し」であります。

鉄道車両に表示される広告物に係る規制を、次の表のように改正をしたいと考えております。

現状では、鉄道車両に表示する広告物につきましては、許可が必要な場合におきましても、位置や面積などの基準がない状況でございます。

従いまして、表右側の「改正後」として、「位置」につきましては「前後左右の全面可」とし、「面積」は全面的なので「制限なし」としたいと考えております。

また、「その他」といたしまして、意匠や色彩などについて、「都市の景観と調和のとれたものとする」とし、ガイドラインなどにより景観誘導を行っていきたいと考えております。

参考ですが「参考資料2」をご覧ください。右上に参考資料2と書いてある、宇都宮市車体利用広告物ガイドライン（抜粋）でございます。これは、鉄道車両ではなく、ラッピングバスという広告が全面に書かれている路線バスが走っていると思いますが、これについては、このような識別性の確保に関する事項や、交通安全に支障をきたしては良くないので安全確保に関する事項や、景観への配慮に関する事項など、路線バスについてはこのようなデザインのガイドラインを作って守っていただくようになっておりますので、鉄道車両につきましても、このようなガイドラインを県内統一で作成する予定になっております。現在作成中なものですから、今回お示しできませんけれどもこういったガイドラインを施行していくことになっております。

最後に、「3 今後のスケジュール」ですが、来年になります
が、「屋外広告物条例施行規則」を改正する告示を行って、平成
26年4月から施行を予定しております。これについては県内
で同時に施行ということで、県及び周辺の自治体と調整を図っ
ているところでございます。

以上で、議案の説明を終わりますが、鉄道の車体全面を利用
した広告物を全国で行っているところがございますので、今後
こういったことがあるかも知れないということで、参考にご覧
いただきたいと思っております。

【16枚目の写真】最初は、東京の山手線です。「栃木の農業」
という広告です。

【17枚目の写真】これは同じく山手線での「花の王国 福
島」という広告です。

【18枚目の写真】次は、山手線での映画公開とタイアップ
された「富山」の広告です。

【19枚目の写真】次は、山手線で展開された「秋田 デス
ティネーション キャンペーン」の広告です。JRと地元自治
体や観光事業者等が連携して、その地域の魅力を売り出す観光
キャンペーンです。

【20枚目の写真】最後に、京浜東北線での「仙台・宮城 デ
スティネーション キャンペーン」の広告です。

こういったものが、県内を走りたいと申請があった場合には
許可になっていくかもしれないということを前提に、県内で許
可基準を作っていくというものでございます。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお
願いたします。

山島会長

ありがとうございました。ご質問等ありましたらお願いしま
す。

鉄道ですから車両は宇都宮市と県の区域の両方を通るので、
みんな一緒にやらなくてはいけないということですね。

- 橋本委員** デザインの立場で言いますと、車体のカラーを考えないでデザインする場合があります。先ほどの「とちおとめ」は、1枚のアート紙のデザインとしてはすばらしいとは思いますが、山手線の色と考えると合いません。残念ながらそういうものがほとんどです。その次の福島はとても色が合っていました。
- 山島会長** デザイナーの力量ですかね。
市内でラッピングバスをやっておりますけれども、鉄道もあのような形でやらないと大変だと思いますし、他でやっていると栃木県でもやらなければいけないし、活性化等を目指してやるということですね。
他にご質問等ございますか。
- 足立委員** 例えば、先ほどの秋田のキャンペーンの広告だったと思いますが、期間限定のものに対して、派手なものを緩和するなどの規定を考えていらっしゃるかお聞きしたいのですが。
- 山島会長** このガイドラインで決まると思うのですが、期間限定でも人権侵害、差別など駄目なことがここに書いてあると思います。それ以外は大体自由にできるということですか。
- 飯塚幹事** やはり広告になりますので1日だけ走っても、例えば文字や数字を電車の番号と間違えてしまうことがあると大変危険ですから、そういったものについては難しいと思います。
- 床井委員** 先ほどスライドを見せていただいて、雀宮駅ですが非常に寂しい場所だなというのが私の印象です。私共は栃木県及び宇都宮市の街路樹をほとんど維持管理している業界ですが、今、東京では東京オリンピックに向けて国土交通省と、もう一度、道路の街路樹の見直しをしている動きになっております。私どもが思っているのは、宇都宮の駅もそうですし、駅に降りたときにその街並みに品格が表れるのが街路樹や駅前広場だと思うのです。しかしながら、一般的に、目の前にある落ち葉はお荷物なんですね。それを官・業一緒になって、宇都宮市街路樹景観推進委員会を作りまして、住民理解を深めようという活動が始まりましたけれども、そのようなことを踏まえながら雀宮駅周辺地区も将来的に良い街並みになるといいなと。そして一番問題になる維持管理の面でいきますとスタートが大事です。昔は

道路を作って、木が植えられないような狭い所に木を植えてそれが道路を割ってしまったり、お荷物になってしまう状況がありますので、こういうことを踏まえた中でスタートしていただくと将来的には誇れる街ができるのではないかと思います。

飯嶋委員
(代理:石山義明)

議案1を含めてですが、市の活性化、また景観から色の制限などが設けられるということで、私たち警察として交通規制課の立場からすれば、やはり道路交通の安全と円滑を主として、色々な規定の元に許可の基準などを設けさせていただいています。私が携わっている業務では、バス停の上屋関係がありまして、最近は広告性を持ったバスの上屋が設けられているので、車の運転手が脇見と言いますか、要は注意を引きすぎて事故を起こしてしまう、そういった危険性を考慮して色々な規定を定めるよう考えております。鉄道車両のラッピング関係につきましても、線路を通過する車両に限定しての広告物ですので、影響はそれほど無いとは思いますが、線路側道や車と交わる交差部分もありますので、ある程度のガイドラインを設けていただいてその辺の危険性なども考慮していただけたらと思います。

上野委員

全体的なことになってしまいましたが、景観計画の中で重要なところというのは、この景観審議会で、宇都宮市の特徴をいかにここで審議して発信していけるかということだと思います。その中で先ほど大谷石とか自転車とか宇都宮固有の、これから発信していく重要なキーワードも出てきましたので、そのあたりはもしかしたらまちづくりの部分とも関わってくる、広く視野を持ちながら我々が外からこちらの方に組み入れる役割なのかと思います。どうしても地元の方と調整していく流れの中で担当者の方は落としどころを見つけてしまいがちなのですが、それを持ち上げるのがこの審議会の委員の役割であると思います。そのような中で景観計画の中に、景観を守り、育て、創るという文言があるのですが、育てるとか創るとかそのあたりが一番重要なキーワードになるのではないかと考えているところです。

山島会長

ありがとうございました。

渡辺委員 鉄道車両の位置ですけれども、全面左右可なのですが全面というのは前後左右なら全面使ってもいいですよ、面積制にはしてないですよ、ということかも知れませんが、屋根につけたい場合どうするのですか。

飯塚幹事 屋根は不可です。

山島会長 バスにはやろうと思ったら断られた、屋根は駄目なんです。側面だけですね。上から見る人もいるのですけれども。表現が全面可と書いてありますけれども、前後左右可と書きますと前後左右だから上は入っていないということなのでしょう。

渡辺委員 そう思ったのですが、他の自治体と表現を揃えるのだと思うので、その場合、全面というと屋根含めて全面ととれてしまう、そこでそうではないのですよと、かっこ書きでわざわざ前後左右と書いたとは思いますが、何かもっと工夫する表現があればと思います。

山島会長 県だとかいろいろなところの調整が必要だと思いますが、そういう意見を踏まえて全体を整理していただければと思います。

飯塚幹事 分かりました。分かり易く表現したいと思います。

山島会長 他にどうでしょう。
議案第3号「屋外広告物の許可の基準の変更について」は、これでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

山島会長 ありがとうございます。
それでは、「異存なし」として答申したいと思います。

<4. その他>

山島会長 以上で本日の議事は終了致しましたが、「4. その他」の事項に入りたいと思います。
事務局より何かございますか。

書記 今後のスケジュールといたしまして景観審議会の開催予定なのですが、雀宮駅周辺地区の景観形成重点地区の指定につきまして、来年の2月ごろを予定したいと考えております。内容については「宇都宮市景観計画の変更（案）」についてを予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

山島会長 今日の全体として何かご意見があればお願いします。

各委員 意見なし。

<5. 閉会>

山島会長 それでは、これをもちまして第8回宇都宮市景観審議会を閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。

各委員 ありがとうございました。

【終了】